

令和6年度 北海道釧路明輝高等学校の部活動に係る活動方針

1 策定の趣旨等

本校は、学校教育目標等を踏まえ、国のガイドライン、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」及び以下の考えに基づき「北海道釧路明輝高等学校の部活動に係る活動方針」を策定することとした。

- (1) 部活動は、生徒の自主性、自発性を尊重し、スポーツや文化、科学等に親しませ、協調性、責任感、連帯感及び愛校心の涵養等、本校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- (2) 部活動を実施する上では、生徒の健康や学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長を目指す必要がある。
- (3) 休養日や活動時間等の取扱いについて、本校の地域性や部活動の多様性等を考慮するとともに、実際の取組状況を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを行う。
- (4) 教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う必要がある。

2 具体的内容

(1) 適切な運営のための体制整備

ア 指導・運営に係る体制の構築

- ① 指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ③ 部活動顧問は、部活動の位置付け、教育的意義を理解し、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、また、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないとともに、サービスを遵守する。

イ 年間の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ① 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ② 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ③ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、父母など保護者等(以下、「保護者等」)・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者等の負担が過度とならないよう指導する。

ウ 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

連絡先：北海道釧路明輝高等学校(釧路市愛国西1丁目38番7号)

電話0154(36)5001 ファックス0154(36)5002

E-mail kushiromeiki-z0@hokkaido-c.ed.jp

担当：教頭 田村 郁夫

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

校長は、部活動顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。

- ア スポーツ医・科学の見地及び生徒心身のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- イ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- ウ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎及び生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- エ 生徒が、技能等の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目等の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(3) 適切な休養日等の設定

生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ア 学期中は、週当たり2日以上(平日1日、土・日曜日は少なくとも1日以上)、年間104日以上を設定する。
- イ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 学校閉庁日は休養日とする。
- エ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- カ 本校の地域特性から積雪などで活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とするが、一定の制限の下、特例的な取扱いができることとする。
- キ 活動場所で測定した暑さ指数(WGBT)が31℃以上の場合は原則として活動を行わない。

(4) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ア 部活動の設置、統廃合に当たっては、校内規定に則り、生徒や保護者等の理解の下、長期的な見通しをもって行う。
- イ 合同チーム等の編成は、関係する学校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮し、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。
- ウ 生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携等による、持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

(5) 部活動の充実に向けて

- ア 効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう普及に努める。
- イ 部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努める。
- ウ 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成を目指し、適切な集団づくりに努める。
- エ 保護者等に部活動を公開する場を設けるなど、保護者等の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

3 感染症等に係る部活動の実施について

(1) 可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

(2) 全体を通じての留意事項

- ア 関係機関及び道教委等の通知等が発出された場合はそれに基づき対応する。
- イ 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえる。
- ウ 使用する施設や器具・道具の消毒及び屋内の活動においては換気に努める。
- エ 大会やコンクール等の参加に当たっては、主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時間等はもちろん、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- カ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、感染状況等を踏まえて、部活動を担当する顧問だけではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。